

学会指導医・学会専門医から 機構認定・歯科保存専門医への移行について

- ・ Page 1：主任指導医（学会専門医資格・学会指導医資格を有する研修施設の責任者）
 - ・ Page 2：主任指導医以外の学会指導医（学会専門医資格を有する）
 - ・ Page 3：学会専門医（学会指導医資格を有さない）
- *すでに（旧）学会指導医・専門医の取得を目指して準備が完了されている方は
保存学会HPをご参照ください。
- *学会専門医（歯科保存治療専門医）の名称は新しい名称に変わります
- *機構認定研修の内容は日本歯科保存学会の研修カリキュラムをベースとしています





